

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600136 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600079 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後に、B 社) における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 7 月 18 日から同年 9 月 2 日まで

私は、A 社において、学生アルバイトとして 2 回勤務したが、船員手帳に記載された昭和 54 年 7 月 19 日から同年 8 月 24 日までの乗船期間については船員保険の被保険者記録があるのに、同じく船員手帳に記載された昭和 55 年 7 月 18 日から同年 9 月 1 日までの乗船期間については船員保険の被保険者記録がないことから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳によると、請求者は、昭和 55 年 7 月 18 日から同年 9 月 1 日までの期間について、A 社が所有する船舶に司厨員として雇い入れられていたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、B 社に商号変更した後の平成 13 年 10 月 1 日に解散し、既に清算終了していることが閉鎖事項全部証明書により確認できるところ、元清算人 5 人のうち、連絡先が判明し照会した 4 人は、同社に関する資料は保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料控除については不明と回答している。

また、上記の元清算人のうちの 2 人が B 社の承継事業所として回答している C 社は、D 社グループとして、B 社の社員、社会保険関係資料等を引き継いだ旨回答しており、同社に関して現在保管している資料は「被保険者番号・年金番号控」のみであり、当該資料には、請求者について昭和 54 年 7 月 19 日から同年 8 月 25 日までの船員保険被保険者期間に関する記録は記載されているが、請求期間に関する記載はなく、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料控除については不明と回答している。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者は、昭和 54 年 7 月 19 日から同年 8 月 25 日までの期間について、アルバイトの職務で被保険者記録が確認できるものの、請求期間について、請求者の氏名は見当たらない上、同名簿の被保険者証の番号に欠番はなく、

請求者が同社において船員保険被保険者であったことは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間についてもアルバイトとしてA社に勤務したと主張しているところ、上述の被保険者名簿において、請求期間にアルバイトの職務で被保険者となっている者は確認できない上、同名簿において昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間中においてアルバイトの職務で被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した 56 人に照会したところ、回答があった者のうちの 8 人が昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間中においてアルバイト等としてA社が所有する船舶に乗船し勤務したと回答しているが、同名簿において船員保険被保険者であった記録はなく、船員保険料を給与から控除されていたかについても不明と回答している。

なお、平成 16 年 12 月 8 日付け国海働第 174 号国土交通省海事局船員労働環境課長通知により、平成 17 年 1 月 4 日以降については、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の被保険者であることの確認をしている。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。